

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

日時	令和3年8月30日（月）10時00分～11時30分
会場	大田区役所 201～203 会議室及び Web 会議システム
出席者	出席：《会場参加》石渡委員（会長）、鹿野委員（副会長）、松井委員、三木（伸）委員、 吉田委員、三木（勇）委員、丸山委員、今岡委員、中原委員 《Web 参加》星野委員、大谷委員、菅野委員、神作委員、水越委員、小川委員、 高瀬委員、根本委員 事務局：《福祉部福祉管理課》近藤福祉支援担当部長、長谷川福祉管理課長、稲葉調整 担当係長、菊地調整担当係長、滝本主査、鈴木主任、 川口主任、川上主事 《おおた成年後見センター》丸山次長、岡田センター長、尾崎主任、白石主事
次第	1 開会及び委員紹介 （1）大田区成年後見制度利用促進中核機関 挨拶 （2）大田区成年後見制度等利用促進協議会の設置目的について （3）委員紹介 2 議事 （1）会長の選出 （2）副会長の指名 （3）大田区の現況と大田区社会福祉協議会の取組みについて （4）事前調査票から見た区の課題について （5）まとめと次回のテーマ 3 事務連絡 今後のスケジュール 令和3年度 第2回 大田区成年後見制度等利用促進協議会について 4 閉会
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料番号1 大田区成年後見制度等利用促進協議会設置要綱 ・資料番号2 大田区成年後見制度等利用促進協議会の設置目的について ・資料番号3 大田区成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） ・資料番号4 大田区成年後見制度等利用促進協議会 委員名簿 ・資料番号5 大田区の現況と大田区社会福祉協議会の取組み ・資料番号6 老いじたく推進事業について ・資料番号7 今から始めよう自分らしい老いじたく パンフレット ・資料番号8 事前調査票から見た区の課題
議事要旨	<u>1 開会及び委員紹介</u> （1）大田区成年後見制度利用促進中核機関 挨拶 ～～～今岡福祉部長 挨拶～～～

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

(2) 大田区成年後見制度等利用促進協議会の設置目的について

～～～長谷川福祉管理課長 資料番号2に基づき説明～～～

(3) 委員紹介

～～～長谷川福祉管理課長 資料番号4に基づき紹介～～～

2 議事

(1) 会長の選出

【星野委員】

会長に石渡委員を推薦する。

～～～一同拍手 (Web 参加委員は挙手) により賛同～～～

(2) 副会長の指名

【石渡会長】

協議会設置要綱第5条に基づき、副会長を指名する。副会長には鹿野委員にご就任いただきたい。鹿野委員は東京弁護士会「高齢者・障害者の権利に関する特別委員会」委員長を務めた経歴があり、また、現在「大田区権利擁護支援検討会議」委員も務めているため、大田区における権利擁護支援の現状にも明るく適任だと考える。

～～～一同拍手 (Web 参加委員は挙手) により賛同～～～

(3) 大田区の現況と大田区社会福祉協議会の取組みについて

【石渡会長】

事前のご案内のとおり、時間の関係上、資料の説明は省略し、委員の皆様からご質問のみ受け付ける。

～～～資料に関する質問なし～～～

※長谷川福祉管理課長より資料番号5のグラフ数値(2 成年後見制度の利用者数(平成30年))の訂正に関する発言あり。

(4) 事前調査票から見た区の課題について

～～～長谷川福祉管理課長 資料番号8に基づき説明～～～

1 成年後見制度の正しい理解と普及

(1) 地域住民向け

【吉田委員】

先日地域の方々と会議で話をする機会があり、「成年後見制度について知っているか」との質問をしてみた。12～3名の方に聞き、皆さん制度そのものは知っていたが、中身について詳しく知っている方はほとんどいなかった。その中の一人に、制度ができたときに一生懸命勉強したが、今ではすっかり忘れてしまったという方もいた。いつ利用すれば良いのか、何をどうすれば良いのか、家族にはどう説明すれば良いのか、本当に良くわからないまま、その後制度に触れる機会がない状況とのことだった。成年後見制度という言葉聞いたことはあるが、中身はほぼ知られていないというのが地域の現状である。また、家族の認識が共有されているため、不動産等は代々しっかり引き継がれて

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

おり、制度の必要性を感じないという意見もあった。理解不足もあると思うが「後見制度を利用しなくても何とかなってしまう」と話す方が何人かいた。例えば、親の認知症の状態がどのようになったら制度が必要であり、どうすれば親の後見人になれるか、どのようなタイミングで制度利用にどのようにつながれば良いか、僕ら一般の人にも分かり易く説明してもらえるとより普及が早いのではないかと思う。

【丸山委員】

私は介護保険の在宅サービスを提供する事業者の連絡会の会長であり、会に属する事業者は高齢者等を中心に介護サービスを提供している。高齢者の中には制度を理解していない方もたくさんいる。制度が必要と思われる世帯には地域包括支援センターやおおた成年後見センターの窓口をお知らせしているが、単身高齢者や老々介護をされている世帯では、お知らせをするだけではなかなか制度につながらないことが多分にあり、何かしらの伴走支援が必要となることが多くある。我々も介護報酬以外のところでお手伝いしていることが実態としてある。複合的で大きな課題を抱える世帯については地域包括支援センターの方々に伴走支援していただいているが、誰もが気軽に利用するという制度の普及を念頭に置いた支援については、少し手が回っていないというのが現状ではないかと思う。普及事業・利用促進については、支援の過程についてももう少し明確にしていく必要があるかと思う。

【小川委員】

金融機関では、日々お客様がご来店あるいは訪問をする中で多くの相談をいただいている。本人からの将来の不安に関する相談や家族から認知症が進んだ本人に関する相談など多岐に渡っている。区内には単身世帯の高齢者もたくさんおり、職員の気づきから予防的に感じ取る必要があるだろうと、面談等の際に、窓口となる現場では注意を払って対応している。後見制度の普及について、こうした日々の相談対応の中で、課題を感じるものがいくつかある。まず、手続きの流れが非常に複雑で理解がしづらい。また、制度を理解しても費用について負担感を感じる方が一定数いる。今は何とかなっているため、なかなか利用に踏み切れない場合もある。一方で、多くの資産がある方や将来を見据えている方で家族信託を組んでいる方も増えている。推進を図る中で地域の方々が制度をもっと手軽に、身近な存在として感じられるような情報提供、行政を含めた窓口機関の充実、費用負担にも踏み込んだ支援の手立てについて推進していければと思う。

(2) 家族や親族向け

【三木（伸）委員】

20年前、成年後見制度ができた頃、父親から「後見制度について知っているか」と聞かれたことがある。その頃私はよく知らなかったが、90歳近かった父は将来のために後見制度(任意後見制度)を利用したいと話し、その後、公証役場での手続きにつながった。本人が元気なうちは「まだ必要ない」などと言われることは多いと思う。しかし、本人が元気で判断がしっかりとできるうちに、自身の気持ちを家族や公の場(公証役場)

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

で、こういう制度を使いたいと、公表できる場を設けられると良い。地域によっては親子と孫と一緒に暮らしていて、うちは親子代々しっかりとやっているから心配ない、という家庭もあるが、相続などの際に話がこじれてしまうこともある。そのような場合に後見制度等を判断能力がしっかりとあるうちに活用しておくことが大事である。また、それをきっかけに家族との話合いの場を設けることもできるだろうし、障がい等がある場合は、親なき後の心配について、地域の中で恥ずかしがらず、躊躇わずに相談・協力できるような家族の理解が必要かと思う。

【菅野委員】

権利擁護の相談が年々増えていると感じる一方で、地域包括支援センターの職員達が後見制度を十分にうまく活用できていないと思う。どのタイミングで制度利用の提案をするか、どこの機関と連携するか、どのように本人や親族へ説明するか、地域包括支援センターの職員にそのスキルがないと適切な制度利用は進まないと感じている。独居の高齢者やすでに認知症が進んでいる高齢者を支援する中では、まずは家族探しをしなければいけなかったり、お金がどのような流れで動いているのか、日々確認すべきことも多くあり、進めるうえでの難しさはとても強く感じている。

【神作委員】

障がい福祉サービスに携わる支援者の中で、成年後見制度の名前を聞いたことがあるという人はだいぶ増えているが、中身までしっかり理解できている人はまだまだ少ないという現状があるのではないかと思う。サービス等利用計画を作成する中で、成年後見制度の利用が計画に書かれることもあるが、障がい者の場合はかなり若いうちから利用することになり、長年に渡る費用の問題がある。また、財産管理よりも身上保護の目的が強い面にあるのも障がい者の利用の特徴で、その面では他の機関との連携の課題もある。意思決定の場面では、意思の表出や支援者が意思をくみ取ることが難しいような方の利用もあり、この制度の利用について意思決定に関して慎重に行っていく必要がある。制度そのものの利用について、高齢者が利用する場合とは若干違った支援者側の理解も必要となる。そういった理解を含む幅広い制度の理解を推進していく必要があると思う。

2 権利擁護支援のための取組み

(1) 早期発見・早期支援、(3) 助成制度の充実

【根本委員】

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムにおいて、早期発見・早期支援が重要になってくる。医療機関や相談支援機関等は待っているだけではなく、地域に出て行って拾い上げていかなければ本当のニーズの発見はできないと思われる。また、その場合は地域においてワンストップで対応できる窓口があることが重要である。早めに対応することは、過剰にサービスに入れられてしまうという懸念も生まれてしまうため、本人や家族、支援者団体への正しい理解が進まなければ、過剰なことをしているという危惧を払拭できない。早期相談支援というのは、多くの区民への正しい理解・普及との

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

両輪である。

申立て用の診断書の費用の基準や医師や医療機関によって診断書の作成を請け負うか否かの基準が、本人や親族、支援者にとって分かりづらいのでは、という懸念がある。また、診断書作成や精神鑑定には、数千円から数万円の費用がかかることもあり、少なからず本人や親族にとっての負担となっている可能性があり、これに対する助成制度は必要になると考える。

(2) 権利擁護支援の視点（意思決定支援の視点も含めて）

【星野委員】

資料番号8について、「権利擁護の視点」と記載されているが「権利擁護支援の視点」としていただきたい。

権利擁護支援の一つのツールとして成年後見制度があり、成年後見制度が権利擁護支援のすべての仕組みというわけではない。早期発見・早期支援にもつながるが、早い段階で発見されることで、保佐・補助類型の活用が進み、本人が主体的になって制度を活用することにつながる。後見制度は利用することが目的ではなく、制度利用により支援につながったり、本人が望んでいた生活が継続されることが目的である。制度を使うことで何を支援できるか、この点が本人や親族、支援者や地域の方々に伝わっていくことが重要だと思う。

意思決定支援をしながら後見制度を活用していくことが実現されていく必要がある。この上で後見人がすべきことは何か、後見人でなくてもできることがあり、後見人にできないこともある。これまでの周知の仕方とは異なる、本人が「制度を利用したい、自分が望む生活につながる」と思えるようなメッセージを伝えていく必要がある。

(4) 地域連携ネットワークの強化

【松井委員】

成年後見制度は最後の手段として使われているという現状があり、実際にそういった状態で相談が来ることが経験上多い。そういった事案では支援の方法が極めて限定的になってしまう。早期発見の課題にもつながるが、早い段階から対応して権利擁護支援につなげるのが重要である。実際に一家全員の判断能力に問題があるケースを経験したことがあるが、当然、我々が後見人に就任するだけで対応しきれないわけではなく、その家族を見守っていく目が必要になってくる。『過干渉にならずに見守っていく目』が必要である。例えば、マンションに住んでいる方であれば同じマンションに住む方々や管理組合の役員、一軒家に住む方であればその地域の自治会の方々、そういった方々と連携して見守っていく中で、チームを作って対応していくという視点が重要であると思う。

そして、最後の手段として法定後見制度が活用されるのは本人にとって良い状態ではない。支援者の中で、法定後見制度はある程度の認知が進んでいるが、任意後見制度については知られていないことが多い。地域包括支援センターやケアマネージャーや介護事業所の方など、制度全体をおおまかに知ってもらうことが本人の状態に応じた支援に

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

つながり、それが地域連携ネットワークの強化につながっていくと思う。

【三木勇次委員】

まずは共通認識としてお伝えしたい。成年後見制度は、家庭裁判所が後見人等を選任する法定後見制度と任意後見制度がある。任意後見制度は、後見を受ける方が将来判断能力がなくなった場合に支援してくれる方を決めておく制度である。公証役場では任意後見契約公正証書を作成している。

一口に後見制度と言っても、法定後見では本人の判断能力の状態によって3つの類型があり、任意後見制度も含めるとたくさんの選択肢があり、確かに一般の方々に正しく理解してもらうのは容易なことではないと日頃から感じている。

そのような中、このように多くの機関が意見を出し合い、制度の正しい理解・利用が進み、本当に困っている方が適切に制度の利用につながるための受け皿である地域連携ネットワークが形成されることは非常に心強く、それぞれの参加委員が協議会の内容を実務に役立たせていくことが大切だと思う。

【大谷委員】

調査票を提出にあたり、東京税理士会に成年後見の相談センターの相談員30名ほどに意見を聞き、その中で多く出ていた意見を要約し提出した。

税理士は、成年後見の分野の中でも、中小企業や零細企業の社長やその家族と密接な関わりがあるなど、ある意味特殊な立場にあると認識している。昨今、相続税に関し、相続人の中に後見人等が必要となるケースが増えており、成年後見制度に関する説明をする機会も増えており、そうした際は税理士会の相談センターを紹介したりしていた。

地域連携ネットワークが進んでくれば、こちらに相談するよう指導することもできると考える。

税理士会は、確定申告の無料相談等で税務署を手伝っている。この相談会の中でも、相談者の中に後見制度の利用が必要と思われる方が散見されるようになった。このような場合は税理士が直接対応することができないため、税務署に引継いでいる。その後、税務署がどのような対応をしているかは不明だが、こうしたケースが確かに増えているため、国の機関である税務署においても地域の中に存在しているということを考慮し、税務署も成年後見制度の理解及び地域の中の一員という意識を深めていく必要があるのではないかと感じている。

自宅の近くの掲示板で認知症サポーター養成講座の掲示を見た。自治会・町会の掲示板など、地元に着した活動や周知方法は効果的で、場合によっては区報よりも掲示板のほうがより周知の効果が高いものがあると思う。認知症についても、成年後見制度についても地元に着したアプローチが重要だと思う。

おた成年後見センターの相談内容を見ると税金に関する相談も4.5%ある。相続の相談の中には、相続税に関する相談もあると思われる。最近では、後見に代替するものとして信託を活用した相談やそれに関連した税の相談も増えてきている。こうした税務

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

相談に関しては、地域連携ネットワークの中で税理士として力になれると考えている。

3 意思決定支援を重視した支援体制の構築

(2) 本人に適切な後見人等の選任

【鹿野副会長】

成年後見制度の利用について、定額の月額のコストがかかるといった誤解がされていることなど、我々の説明不足だと痛感している。生活が立ち行かなくなるような報酬の支払いがあるのではといった誤解がある。報酬は、一年に一度、家庭裁判所の許可により初めてもらえるものだという事など、もっと説明が必要だと思った。

適切な後見人等の選任について、弁護士で後見人候補者の研修を行い、認知症のある高齢者や障がいのある方についてきちんと理解している弁護士が後見人になれるよう名簿を備えている。家庭裁判所から候補者の推薦依頼があった場合は、推薦するという仕組みをとっている。依頼を受けてから限られた時間で推薦しなければならないこともあり、マッチングがうまくいかない場合もときどきある。例えば、法律的な問題を抱えているため、弁護士が適任ということで弁護士会に推薦の話があり、弁護士が後見人に選任されたが、実際には他の方が後見人となり、その後見人が弁護士に法律的な問題の解決を依頼する形を取った方がスムーズに済んだと思われるケースがあったりもする。あるいは人と人との関係なので相性の問題もある。また、最初弁護士が選任されたが、いずれ市民後見人や親族が後見人になってもいいのではという場合、スムーズに交代ができる仕組みであるとか、弁護士、司法書士、社会福祉士のような専門職団体の中でもスムーズに交代できる仕組みなどがあるとより使いやすくなる。硬直的ではなく、その人の状況に応じた制度として、親しみやすく利用しやすい制度にしていきたいと弁護士会でも話をしているところである。

(3) 専門職との連携強化

【高瀬委員】

訪問診療を中心として各家庭を訪問している。その中で、一人暮らしの認知症の方、あるいは一人暮らしの認知症の方で親族がいるのかいないのか分からないような場合に課題を感じる。また先ほど根本委員も指摘していたが、地域包括ケアシステムの中で、病院との連携の中で後見制度がもう少し機能していればと感ずることがある。例えば、自宅で一人で倒れてしまった場合や虐待を思わせる症例がある場合で病院につなぐ際、本人の財産状況もわからないまま、常に崖っぷちの状況にある中で、次の支援について考えていかなければならない。本人のQOL (quality of life) のことがよく話題になるが、最終的に在宅医療の現場ではQOD (quality of death) をどのように担保していくか、尊厳のある死をどのように担保していくかが重要になる。

8050 問題や認知介護など、本人を含め意思決定できる家族がいない場合も多くあり、地域包括支援センターと連携してもなかなか支援が進んでいかず、なかなかいい結果に至らなかったということもある。このようなケースの解決策についても、この協議会が

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

プラットフォームの役割を担っていくことで、協議会の委員の皆さまの意見をいただきながら自分自身も勉強していきたいと思う。

4 継続的な支援（サポート）

(1) チーム支援、(2) 中核機関の機能強化

【水越委員】

チーム支援の重要性を強く感じている。後見制度を利用して本人を支援するうえで、どのようなケアが本人に必要なかを考え、また、本人が生き生きと暮らしていけるようにストレスを汲み上げていくことが大切であるが、それは後見人だけで全部を担えるわけではなく、支援者と協力して行うことが必要になるため、そのチームをしっかりと組んでいくことが重要である。

後見人は常に本人と一緒にいるわけではない。いろいろな人が関わって本人を支えている。その状況を把握し、良い方向に向かうよう検討したり、支援が十分でなければ、支援者が一緒になって埋めていけるようなチームを作っていくことが必要である。

ただチームを作っても、後見人自身が、自分が十分に身上保護をしているから周りの支援者は不要というような人もいた。そういったケースでは、周りの支援者がどういう立場でこれまで関わりを持ってきて、今後も支援を続けていく必要があることを伝えていかなければならない。意思決定支援を行う場合でも、精神障がいのある方は朝と晩で状態が変わる方もおり、そういった情報をチーム内で共有していくことが必要である。しかし、後見人の中にはどのようにチームを作っていけば良いか迷う方もいると思う。そういった方のために相談できる体制を整備し、チーム支援を支えていく必要があると思う。

【石渡会長】

最後に何か付け加えてご意見のある方はいるか。

【高瀬委員】

先ほど虐待案件について伝え損ねた点があったため付け加えさせていただく。

虐待の場合、スピード感をもって進めなければいけない場面がある。しかし、医療の安全安心、本人の思い、家族の思いが必ずしもすぐに一致しないこともありジレンマもある。その辺りについて虐待案件の場合に苦勞することがある。

(5) まとめと次回のテーマ

【石渡会長】

本日は委員の皆さまのそれぞれの立場、様々な専門性から意見をいただいたことで、日頃見えていないような部分にまできちんと目を行き届かせることができたと思う。区民にもいろいろな状況、いろいろな生き方の方がいるので、成年後見制度だけというわけではなくという意見もあったが、ご家族を含め、一人ひとりが納得でき、継続していける支援の在り方が、この協議会がうまく機能することで進んでいくだろうと確信した。

令和3年度第1回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

3 事務連絡

今後のスケジュール

令和3年度 第2回 大田区成年後見制度等利用促進協議会

日時：令和4年1月19日（水）午前10時から午前11時30分まで

4 閉会

大田区成年後見制度利用促進中核機関 挨拶

～～～中原事務局長 挨拶～～～